

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～25 [略]	附 則 1～25 [略] <u>26 平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項及び第4条の規定の適用については、第3条第2項ただし書及び第4条ただし書中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。